

令和8年度第1回災害医療救護協議会 会議録

1 開催日時

令和8年7月24日（金）19時10分から20時30分まで

2 場所

清瀬けやきホール セミナールーム

3 出席者（※順不同）

- 清瀬市医師会
- 清瀬市歯科医師会
- 清瀬市薬剤師会
- 東京都柔道整復師会北多摩支部
- 東京都訪問看護ステーション協会清瀬支部
- 東村山警察署
- 清瀬消防署
- 多摩小平保健所
- 独立行政法人国立病院機構 東京病院
- 公益財団法人結核予防会 複十字病院
- 医療法人財団 きよせ旭が丘記念病院
- 医療法人社団雅会 山本病院

4 事務局

- 総務部防災防犯課
- 生涯健康部健康推進課

5 会議内容

(1) 会長 あいさつ

(2) 議事

1. 災害時要配慮者への対応について＜資料1＞

委員：都の福祉局と比較して、対象者が少ない。新生児はどうなるのか。透析患者、酸素機器を使用している患者への対応は。施設入所者に対しての扱いは？都の中では区市町村に任せられているが、関連部署に関する記載が少ない（コーディネーター、薬剤コーデ、医師会、歯科医師会等）

72時間以降はどうなるのか。

事務局：要配慮者については、都の検討内容を報告しているところである。この場にいる委員には、緊急医療救護所で協力していただきたい方々である。要

配慮者については、在宅避難者をどうするかというのを考えており、福祉部門の所管課の協力が必要となる。

要配慮者については、この協議会とは分けて考えたほうが良いと考える。

会長：都では、災害医療救護協議会の中に設置することとある。72時間以上になると携わる関連機関が増える。洗い出しをすること。

委員：災害時要配慮者の中で、避難所に来れる人の話になっている。避難所に来れない人が問題である。避難所に来れる方の医療と分けて考える必要がある。どうやって医療救護所に来るのかを考えなければならない。

事務局：在宅避難を考えなければならないことは承知している。介護、障害部門の名簿を作成したうえで、自宅に訪問できるような状態を構築していく必要がある。体制を整えることを今後検討していく。

委員：在宅避難者のリストアップを優先的にすることが大切である。

会長：市も医師会も、在宅避難者の患者さんを見落とさないようにしていきましょう。

2. 医薬品の備蓄状況について（進捗報告）〈資料2〉

事務局：37品目についての一覧。ローリングストックを行っていくが、管理については病院ごとに管理していただくことが良いと考える。各病院から情報開示していただき、市で分析している。引き続き、調整を進める。

委員：資料2の31番について。日常であまり使わない。病院でローリングしない薬品。市でまとめて購入を希望する。期限が来たら破棄せざるを得ない薬品である。市でローリングストックしてほしい。

事務局：検討していく。

会長：破棄してもよいから災害時に備蓄しておいてほしいというものは、市で保管してほしい。

委員：トキソイドは常時病院に2本しか置いていないような薬品である。10以上なら市の管理となるだろう。

緊急医療救護所として考えたときに、薬剤を絞る考えはあるが、普段飲んでいる薬とは変わることが考えられる。ミニマムなパッケージでそろえていけるようにすることが良いのではないか。

委員：小児科が市内にない。

委員：4つの病院でのローリングストックだけではなく、持ち寄ることが必要となる可能性がある。緊急時には、薬局での備蓄と連絡体制が必要である。エピペン、点鼻薬等の上位薬が出てきているものもあるので、リストに加えていく必要もある。

委員：薬剤のパッケージを置いておくことはできる。

委員：目黒区は緊急時の10項目が決まっている。抗菌薬、鎮痛剤等。共通のものならそれでよい。+αを考えるのであれば、追加も必要である。

会長：補充方法をどうするか。薬局から救護所、その他病院から病院間など。課題が出ていますので、この課題に対して検討し、進めていきましょう。

3. 清瀬市総合防災訓練について<資料3>

令和8年10月25日（日）9時00分から11時20分頃まで、清瀬市立清瀬第三小学校で防災機関等と連携した総合防災訓練を行う。実施内容は、防災に関する展示や体験、清瀬消防署・東村山警察・賛同いただいた企業の防災機器や車両、消化器等のブースを出展する。救出救助演習については、消防署・消防団に協力いただき演習を行う。体育館では避難所開設・運営訓練は、自治会や小学校のPTAの方など、地域の方を中心とした形で避難所の開設・運営訓練を実施する。

(1) 災害医療救護訓練の実施概要

同日、清瀬市災害医療救護訓練を行う。会場は複十字病院。多数の負傷者を想定したトリアージ訓練を行う。

(2) タイムスケジュールについて

9時00分：訓練開始。休日の早朝、人がいない中で多摩東部直下地震

M7.3の地震が発生し、清瀬市の最大震度は6強を想定。建物倒壊多数、負傷者も多数発生している状況。一部のライフラインが不通となっている状況。

9時01分：当日は訓練開始後すぐに災害対策本部を立上げ、本部長以下管理職が集合し、図上訓練を実施する。

9時05分：清瀬市災害医療救護本部の設置が決定。救護本部の構成員に参集を要請、図上訓練を開始。災害医療救護協議会会長、市災害医療Co、市災害薬事Co、各師会代表者、生涯健康部担当職員で構成される。

同時に災害対策本部の命により、清瀬市災害医療救護本部の訓練開始。複十字病院敷地内で、緊急医療救護所の開設及びトリアージ訓練を開始。

10時30分：災害医療救護訓練終了。

10時45分：消防演習開始

11時05分：消防演習終了

11時10分：市長、消防署長講評、来賓紹介後訓練終了

(3) 来賓の動きについて

各師会の代表者を来賓としてご参加依頼を発送する。9時までに本部テントに集合。災害対策本部や災害医療救護本部の視察。その後会場を一巡した後、バスで複十字病院へ移動し、災害医療救護協議会の訓練を視察。再度三小へ戻り、消防演習を視察。閉会式に出席いただき概ね11時20分終了。

(4) 今後の依頼事項について

ア 災害医療救護訓練への参加依頼について。

参加可能な会員をとりまとめて事務局に回答。限られたスペースなので参加人数は指定させていただきたい。指定数以上であれば参加は可能であるが、指定数以上の報償費はお支払いできないのでご了承いただきたい。

複十字病院の緊急医療救護所の担当である班員の指定に配慮いただきたい。

イ 災害医療救護訓練への協力依頼について

訓練場所を借用する複十字病院、当日訓練指導を依頼する複十字病院、清瀬市災害医療救護 Co 宛に近日中に依頼文を送付する。

4. 令和8年度トリアージ研修会の開催について<資料4>

(1) 概要

日時 : 令和8年9月18日(金) 19時30分~21時00分

場所 : アミュービル7F アミューホール

参加者 : 各市会所属の医療従事者

内容 : ①講義 (講師: 東京病院 川島先生)

②実践訓練 (講師: 東京病院 川島先生)

③展示訓練 (講師: 清瀬消防署)

(2) 今後の依頼事項について説明を行った。

ア 人員の取りまとめを回答。特に複十字病院の班員の方には努めてご参加いただくよう配慮願う。

イ 講師を依頼する東京病院、清瀬消防署等協力を依頼する。

ウ 昨年度からの変更点、二次トリアージを院内ではなく救護所で行うことに変更。

委員 : 一人30秒でトリアージ。赤・黄・緑に分ける。二次トリアージは外で行うこととした。二次トリアージの場所の変更の可能性あり。

全体のタイムテーブルはこのままでよいが、テントは8時30分に1基立てておく。

医師会の先生たちには2基目のテントを立てていただく。2基立て終わった段階で訓練開始となる。

会長 : 一次トリアージも2か所設置すること。二次トリアージの救護所に①②と記載し、時間も追加。(①は8時30分、②は災害医療救護協議会立ち上げ時に。テント立ち上げは市で行う)

委員 : トリアージ訓練は、基本のやり方でよい。

会長 : 傷病者は30症例予定。10症例を8時30分からとする。残り20症例は、10時以降に両方のテントで行えるようにする。

委員 : 災害医療救護協議会でテントを立てる市の職員が一人しか来れないと聞い

ている。他にも応援が必要である。

5. 質疑等

委員：発災する想定時間帯が午前 11 時。夜中に発災することもある。何パターンか考えることが必要である。

委員：要配慮者について、名簿は市にあるのか？

事務局：要支援者個別計画を福祉部門が作成している。改めて作成しなおす必要があると考えている。障害者手帳の内容はリスト把握している。介護認定についても介護の度合いは把握している。それが在宅避難者になるとして、誰が訪問していくかまでは決まっていない。

委員：市だけでやることは無理がある。市は頭脳であって手足を作っていくことが必要である。

会長：訪問介護、福祉部門、医師会などすべての関連者を取り込んでやっていくことが良い。取りこぼしがないように考えていかなければならない。

会長：消防にそのようなリストはあるのか。

委員：名簿はない。

会長：名簿がないなら、救急隊がいったときにすぐわかるように（玄関に服薬している薬名を書いておくとか）が必要。

委員：歩けない人等、東久留米市で A L S の人をどうするかシミュレーションしていたことがあるのでそういったことを考える必要もある。

委員：72 時間以降の避難所を考えなければいけない。医師会としてどこまでやればよいのか考えなければならぬ。避難所は少ないかもしれないが、在宅避難者は多い。

委員：警備会社の安否確認システムのようなものを入れるとよい。また、発災時にはどこに参集できるかというのを考えていきたい。日中と夜間では変わってくる。薬のリスト見直しは随時必要。

委員：認知症で要介護 1 もある。一番現状を分かっているケアマネ・訪問看護が協力して進めていくことになるであろう。福祉関係者との協議が必要。

会長：災害関連死をなくしたい。その土台を作っていきたい。

委員：柔道整復師会は骨折等があった場合に訪問できる。ほとんど清瀬市に在住しているため、駆け付けることはできるであろう。

委員：救護所の設置について、場所や備品はどこにあって、運び込むのは誰がやるのか。

事務局：市の職員が設置する。テントは 4 病院すべてにあるわけではないが、複十字病院には置かせていただいている。

委員：発災時、役所が機能しているかどうか。それが間に合うのか？すぐに患者が来てしまったらどうするのか？市の職員が来れない場合、病院内の防波堤として、病院の職員がテントを立てる必要がある。

会長：市の人たちが来ても、病院の人たちがテントを立てておいてほしい。まだマニュアル等としては作成していない。

要配慮者については、市によって動きが違うという印象。救護所自体が、市民団体をお願いしているところなど様々である。立ち上げた後、どれだけの人を確保できるのかという議論。透析については透析ネットワークと話し合わないに進んでいかない印象である。当事者の意識を高めることが必要である。市と病院で温度差があるという印象を持っている。

会長：地区で優先してやっていく方向もある。清瀬市は小さな地区であるから、皆で協力していこう。

委員：消防は通報を受けて行動する。通報がない限り救急は出せないという立ち位置である。

会長：例えば、市が困っている人のデータを提供したらどうなる？災害関連死を防ぐという意味で。

委員：議論に至っていない。

委員：警察は救出救助について、落ち着いた段階ではお手伝いできる。

会長：独居老人など、災害死された方のデータがあれば警察は助かるのか。

委員：議論に至っていない。

委員：組織は連携を取ると調整がつかない実態があるが、市役所内の連携は必要である。協議会で議論していくことは改善のきっかけとなる。

会長：福祉関係の部会を結成していく必要がある。

委員：懸案事項を一つずつつぶしていくことが必要である。

委員：救急隊が現場に行けない可能性があるというのは、病院から病院も含むのか。

委員：消防では病院から病院への搬送は想定していない。道路も含め、次に動けないことも想定されるため、容易に出動できないと想定している。

都全部合わせても、330隊しか救急車がないからである。

委員：災害時の傷病者搬送については大きな課題として取り上げていただきたい。どの車両を使用することができるのか、検討されたい。

事務局：災害時に消防団の車は団優先で使用する。市の所有車は30～40台ある。